

芦屋市第1370号  
令和7年11月14日

芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会  
委員長 松本 弥生 様

芦屋市長 高島 嶺輔



### 会計年度任用職員の給料、報酬及び期末・勤勉手当について

2025年10月29日付け文書で要求のあった標記の件について、次とおり最終回答する。

#### 記

##### 1 会計年度任用職員の給料、報酬について

給料表については別紙1のとおりとし、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に改定し、実施時期は令和7年4月1日とする。

##### 2 令和7年12月期のパートタイム会計年度任用職員の期末・勤勉手当について

別紙2のとおり

##### 3 その他の要求について

上記1及び2を除くその他の要求については、別途口頭回答する。

##### 4 期末・勤勉手当の追加支給について

上記2の期末・勤勉手当の支給月数については、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に、次の支給月数に改定し、増加する月数分の期末・勤勉手当を追加支給する。

- (1) 令和7年12月期 期末手当 1. 275月
- (2) 令和7年12月期 勤勉手当 1. 075月

5 令和8年度以降の6月期及び12月期の期末・勤勉手当の支給月数については次のとおりとする。

(1) 期末手当 1. 2 6 2 5 月

(2) 勤勉手当 1. 0 6 2 5 月

以 上

## 別紙1 会計年度任用職員給料表 新旧対照表

号 給	1 級			号 給	2 級				
	現 行		改 定 額		現 行		改 定 額		
	給料月額	給料月額	間 差		給料月額	給料月額	間 差		
1	162,500	170,700	1,200	8,200	1	223,700	230,800	1,500	7,100
2	163,700	171,900	1,200	8,200	2	225,200	232,300	1,500	7,100
3	164,900	173,100	1,200	8,200	3	226,700	233,800	1,200	7,100
4	166,100	174,300	1,200	8,200	4	227,900	235,000	1,100	7,100
5	167,300	175,500	1,300	8,200	5	229,000	236,100	1,400	7,100
6	168,600	176,800	1,300	8,200	6	230,400	237,500	1,300	7,100
7	169,900	178,100	1,300	8,200	7	231,700	238,800	1,400	7,100
8	171,200	179,400	1,100	8,200	8	233,100	240,200	1,000	7,100
9	172,300	180,500	1,500	8,200	9	234,100	241,200	1,000	7,100
10	173,800	182,000	1,500	8,200	10	235,100	242,200	1,300	7,100
11	175,300	183,500	1,500	8,200	11	236,400	243,500	1,600	7,100
12	176,800	185,000	1,400	8,200	12	238,000	245,100	1,500	7,100
13	178,200	186,400	1,500	8,200	13	239,500	246,600	1,700	7,100
14	179,700	187,900	1,500	8,200	14	241,200	248,300	1,600	7,100
15	181,200	189,400	1,500	8,200	15	242,800	249,900	1,600	7,100
16	182,700	190,900	1,600	8,200	16	244,400	251,500	1,300	7,100
17	184,300	192,500	1,900	8,200	17	245,700	252,800	1,700	7,100
18	186,200	194,400	1,800	8,200	18	247,400	254,500	1,800	7,100
19	188,000	196,200	1,900	8,200	19	249,200	256,300	1,900	7,100
20	189,900	198,100	1,600	8,200	20	251,100	258,200	1,600	7,100
21	191,500	199,700	1,900	8,200	21	252,700	259,800	2,100	7,100
22	193,400	201,600	1,700	8,200	22	254,800	261,900	2,100	7,100
23	195,100	203,300	1,800	8,200	23	256,900	264,000	2,000	7,100
24	196,900	205,100	1,900	8,200	24	258,900	266,000	1,500	7,100
25	198,800	207,000	1,800	8,200	25	260,400	267,500	2,400	7,100
26	200,600	208,800	2,000	8,200	26	262,800	269,900	1,300	7,100
27	202,600	210,800	1,600	8,200	27	264,100	271,200	2,000	7,100
28	204,200	212,400	1,300	8,200	28	266,100	273,200	1,700	7,100
29	205,500	213,700	1,600	8,200	29	267,800	274,900	1,900	7,100
30	207,100	215,300	1,600	8,200	30	269,700	276,800	1,700	7,100
31	208,700	216,900	1,800	8,200	31	271,400	278,500	1,900	7,100
32	210,500	218,700	1,400	8,200	32	273,300	280,400	1,900	7,100
33	211,900	220,100	900	8,200	33	275,200	282,300	1,600	7,100
34	212,800	221,000	1,100	8,200	34	276,800	283,900	1,600	7,100
35	213,900	222,100	700	8,200	35	278,400	285,500	1,900	7,100
36	214,600	222,800	500	8,200	36	280,300	287,400	2,000	7,100
37	215,100	223,300	1,500	8,200	37	282,300	289,400	1,900	7,100
38	216,600	224,800	1,100	8,200	38	284,200	291,300	1,900	7,100
39	217,700	225,900	1,400	8,200	39	286,100	293,200	2,000	7,100
40	219,100	227,300	1,400	8,200	40	288,100	295,200	1,700	7,100
41	220,500	228,700	1,500	8,200	41	289,800	296,900	1,800	7,100
42	222,000	230,200	1,500	8,200	42	291,600	298,700	1,700	7,100
43	223,500	231,700	1,400	8,200	43	293,300	300,400	1,800	7,100
44	224,900	233,100	1,400	8,200	44	295,100	302,200	1,800	7,100
45	226,300	234,500	1,400	8,200	45	296,900	304,000	1,600	7,100
46	227,700	235,900	1,500	8,200	46	298,500	305,600	1,300	7,100
47	229,200	237,400	1,500	8,200	47	299,800	306,900	1,800	7,100
48	230,700	238,900	1,100	8,200	48	301,600	308,700	1,500	7,100
49	231,800	240,000	1,400	8,200	49	303,100	310,200	1,300	7,100
50	233,200	241,400	1,200	8,200	50	304,400	311,500	1,600	7,100
51	234,400	242,600	1,100	8,200	51	306,000	313,100	1,600	7,100
52	235,500	243,700	1,000	8,200	52	307,600	314,700	1,200	7,100
53	236,500	244,700	1,300	8,200	53	308,800	315,900	1,500	7,100
54	237,800	246,000	1,300	8,200	54	310,300	317,400	1,400	7,100
55	239,100	247,300	1,500	8,200	55	311,700	318,800	1,600	7,100
56	240,600	248,800	1,000	8,200	56	313,300	320,400	1,700	7,100
57	241,600	249,800	1,300	8,200	57	315,000	322,100	1,700	7,100
58	242,900	251,100	1,200	8,200	58	316,700	323,800	1,200	7,100
59	244,100	252,300	1,300	8,200	59	317,900	325,000	1,600	7,100
60	245,400	253,600	1,300	8,200	60	319,500	326,600	1,500	7,100

## 別紙1 会計年度任用職員給料表 新旧対照表

号 給	1 級			号 給	2 級				
	現 行		改 定 額		現 行		改 定 額		
	給料月額	給料月額	間 差		給料月額	給料月額	間 差		
61	246,700	254,900	1,200	8,200	61	321,000	328,100	1,600	7,100
62	247,900	256,100	1,300	8,200	62	322,600	329,700	1,600	7,100
63	249,200	257,400	1,400	8,200	63	324,200	331,300	1,500	7,100
64	250,600	258,800	1,100	8,200	64	325,700	332,800	1,600	7,100
65	251,700	259,900	1,000	8,200	65	327,300	334,400	1,600	7,100
66	252,700	260,900	1,100	8,200	66	328,900	336,000	1,600	7,100
67	253,800	262,000	1,000	8,200	67	330,500	337,600	1,600	7,100
68	254,800	263,000	800	8,200	68	332,100	339,200	1,500	7,100
69	255,600	263,800	500	8,200	69	333,600	340,700	1,500	7,100
70	256,100	264,300	700	8,200	70	335,100	342,200	1,500	7,100
71	256,800	265,000	700	8,200	71	336,600	343,700	1,500	7,100
72	257,500	265,700	300	8,200	72	338,100	345,200	1,400	7,100
73	257,800	266,000	600	8,200	73	339,500	346,600	1,500	7,100
74	258,400	266,600	600	8,200	74	341,000	348,100	1,500	7,100
75	259,000	267,200	800	8,200	75	342,500	349,600	1,500	7,100
76	259,800	268,000	600	8,200	76	344,000	351,100	1,400	7,100
77	260,400	268,600		8,200	77	345,400	352,500	1,400	7,100
78					78	346,800	353,900	1,400	7,100
79					79	348,200	355,300	1,400	7,100
80					80	349,600	356,700	1,200	7,100
81					81	350,800	357,900	1,400	7,100
82					82	352,200	359,300	1,300	7,100
83					83	353,500	360,600	1,400	7,100
84					84	354,900	362,000	1,300	7,100
85					85	356,200	363,300	1,400	7,100
86					86	357,600	364,700	1,100	7,100
87					87	358,700	365,800	1,200	7,100
88					88	359,900	367,000	1,000	7,100
89					89	360,900	368,000	1,000	7,100
90					90	361,900	369,000	1,100	7,100
91					91	363,000	370,100	1,000	7,100
92					92	364,000	371,100	1,000	7,100
93					93	365,000	372,100	1,000	7,100
94					94	366,000	373,100	1,000	7,100
95					95	367,000	374,100	1,000	7,100
96					96	368,000	375,100	900	7,100
97					97	368,900	376,000	900	7,100
98					98	369,800	376,900	800	7,100
99					99	370,600	377,700	900	7,100
100					100	371,500	378,600	900	7,100
101					101	372,400	379,500	900	7,100
102					102	373,300	380,400	800	7,100
103					103	374,100	381,200	800	7,100
104					104	374,900	382,000	700	7,100
105					105	375,600	382,700	900	7,100
106					106	376,500	383,600	100	7,100
107					107	376,600	383,700	1,300	7,100
108					108	377,900	385,000	700	7,100
109					109	378,600	385,700	700	7,100
110					110	379,300	386,400	700	7,100
111					111	380,000	387,100	700	7,100
112					112	380,700	387,800	0	7,100

備考

パートタイム会計年度任用職員の月額報酬は上記の給料表の月額に1週間当たりの勤務時間を乗じて38.75時間を除した額

## 別紙2

### 令和7年12月1日在職する芦屋市パートタイム会計年度任用職員に 支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例(以下「報酬条例」という。)の適用を受ける職員について、報酬条例第10条及び第10条の2並びに芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則第7条第1項から第3項の規定に基づき、次のとおり期末手当及び勤勉手当を支給する。

#### 1 支給対象者

支給対象者は、令和7年12月1日在職しているパートタイム会計年度任用職員とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、芦屋市職員の育児休業等に関する条例(以下「育児休業条例」という。)第5条の2に規定する職員以外の職員

#### 2 期末手当の支給額

- (1) 基準日の報酬(地域報酬を含む。)の月額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の下表の左欄に掲げる在職期間に応じ、下表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割 合
6月	100分の100
5月以上6月末満	100分の90
4月以上5月末満	100分の80
3月以上4月末満	100分の65
2月以上3月末満	100分の50
1月以上2月末満	100分の35
1月末満	100分の30

- (2) 前号の在職期間の算定については、育児休業をしている職員(次に掲げる育児休業を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間を除算する。

- ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- (3) 日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

### 3 勤勉手当の支給額

- (1) 基準日の報酬（地域報酬を含む。）の月額に100分の105を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、下表に掲げる割合とする。ただし、人事評価制度の実施に伴う評価結果に応じて補正する。

勤務した期間	割 合
6月	100分の100
5月以上6月末満	100分の90
4月以上5月末満	100分の80
3月以上4月末満	100分の70
2月以上3月末満	100分の60
1月以上2月末満	100分の45
15日以上1月末満	100分の30
15日未満	100分の10
ない場合	100分の0

- (2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、報酬条例の適用により報酬の支給を受ける職員として勤務した期間とする。
- (3) 前号の勤務した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
  - ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）
  - イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除

いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

エ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

オ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

カ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

(4) 基準日以前6月以内の期間において報酬条例第5条の規定により報酬を減額された職員（欠勤者）の勤勉手当は、前3号の規定を適用して得た額から、その額に報酬を減額された日1日につき180分の1を乗じて得た額を減額した額とする。

(5) 日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

#### 4 支給日

令和7年12月10日（水）

以上